

最高裁判所裁判官国民審査公報

山形県選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
尾島 明
あきら
昭和三十三年九月一日生

略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール(L.M.)を卒業。
判事補に任官し、東京地裁、甲府地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務める。

昭和六〇年 四月
判事補に任官し、東京地裁、甲府地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
平成 七年 四月
判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務める。
二八年 二月 静岡地裁所長
二九年 一月 東京高裁判事(部総括)
三〇年 一月 最高裁首席調査官
令和 三年 七月 大阪高裁所長
四年 七月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四条に違反しない(多数意見)。
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡した子供の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない(全員一致)。
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
四 令和五年一月二五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。
五 令和五年一月一七日 第二小法廷判決
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)。
六 令和五年二月一五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長)。
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)。
八 令和六年七月三日 大法廷判決
一 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条の適用上違法である(全員一致)。
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員一致)。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することとされています。

告示番号：2



最高裁判所判事
宮川 美津子
みづこ
昭和三十五年二月二日生

略歴

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五九年 四月 司法修習生
六一年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
六年 六月 ハーパー・ロースクール修了(L.L.M.)
七年 三月 ニューヨーク州弁護士資格取得
七四年 七月 TMI総合法律事務所パートナー
経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的財産政策部(現 知的財産分科会) 委員
慶應義塾大学法科大学院講師
一七年 四月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員
一九年 五月 日本商標協会理事(令和五年五月副会長)
二五年 三月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員
二七年 六月 エステー株式会社社外取締役
二八年 六月 パナソニック株式会社社外監査役
二九年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員
三〇年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事
三一年 四月 平成三二年度「知財功労賞」(経済産業大臣表彰)

令和 元年 六月 三菱自動車工業株式会社社外取締役
同月 日弁連知的財産センター委員長
二年 七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
三年 一月 東京地方裁判所民事調停委員
五年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法一三条及び一四条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号)による改正前のもの(七二四条後段)の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないことと判断することができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとした(全員一致)。
二 令和六年七月一日 第一小法廷判決
宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては、このような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者による宗教法人の勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した(全員一致)。

裁判官としての心構え

昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからは、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で適切な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。

告示番号：3



最高裁判所所長官
今崎 幸彦
ゆきひこ
昭和三十一年一月一日生

略歴

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 司法修習生
五八年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)に勤務。
平成 七年 五月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁判事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事(部総括)を務める。
二五年 一月 最高裁判事局長兼図書館長
二七年 三月 水戸地裁所長
二八年 四月 最高裁事務総長
令和 元年 九月 東京高裁所長
四年 六月 最高裁判所判事
六年 八月 最高裁判所所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年一月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和四年法律第九号)による改正前のもの(一三一条一項別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというところは、同規定が憲法一四条一項等に違反するものというところはできないとした(多数意見)。
二 令和五年七月一日 第三小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員が職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められた(全員一致・補足意見付加・裁判長)。
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四一条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていないものというところはできないとした(多数意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 四 令和五年一月二五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)。
五 令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一一条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号)による改正前のもの(七二四条後段)の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されないとした(全員一致)。
六 令和六年七月一日 第三小法廷判決
不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」を与えたものに当たるとした(全員一致・補足意見付加)。

裁判官としての心構え

・当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。
・裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。
・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

